保安教育計画予定書

　保安教育の内容並びに方法及び時期の大要は、次のとおりとする。

１　保安教育の内容は、次に掲げるものとする。＜全体＞

（１）保安意識の高揚に関すること。

（２）盗難予防その他火薬類の管理に関すること。

（３）火薬類一般の性質の大要に関すること。

（４）火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。

（５）火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。

（６）危険時における応急措置及び避難方法の全般に関すること。

（７）販売営業の許可を受けている火薬類の性質の詳細に関すること。

（８）販売台帳又は火薬庫における火薬類の出納の記載に関すること。

（９）上記（４）から（６）まで及び（８）に掲げること以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関すること。

（10）上記（３）から（９）までに掲げることのほか、火薬類の販売及び貯蔵並びにこれらに付随する取扱いに関する保安管理技術に関すること。

２　保安教育の内容は、次に掲げるものとする。＜火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者及び火薬類取扱保安責任者の代理者は上記１に加えて実施＞

（１）火薬類取締に関する法令に関すること

（２）火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること

３　保安教育の方法及び時期は、次のとおりとする。

＜上記１について＞

（１）保安教育は、火薬類取扱保安責任者その他火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに付随する取扱いに係る保安について十分な知識及び経験を有する者が行う。

（２）保安教育は、従業者が保安意識を高め、必要な知識を修得することができるように適当な期間をおいて反復して行う。

＜上記２について＞

（１）保安教育は、火薬類製造保安責任者その他火薬類取締に関する法令及び火薬類の取扱いに関する保安管理技術について十分な知識及び経験を有する者が行う。

（２）保安教育は、保安に関する知識の水準を維持向上することができるように、教育効果を十分にあげられるような適当な時間を確保して行うとともに、適当な期間をおいて反復して行う。

＜その他＞

未熟練従業者に対しては、＜上記１について＞（２）によるほか、その者が当該火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに付随する取扱いに従事する前に保安教育を行う。